

令和8年度倉吉市地域密着型サービス事業者公募要領

令和8年5月

倉吉市健康福祉部長寿社会課

1 公募の趣旨

倉吉市では、第9期介護保険事業計画に基づき、利用者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。そのためには、高齢者とその家族の多様化するニーズに対応するため、より質の高い介護サービス基盤の整備が必要と考えています。この趣旨に基づき、事業者の候補者（以下「事業候補者」といいます。）を公募するものです。

2 事業候補者を公募するサービスの種類及び施設数等

No	サービス種別	整備予定事業所数	日常生活圏域 (指定区域)
(1)	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1事業所 (定員29人以下)	倉吉市全域 (圏域指定なし)
(2)	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1事業所 (1ユニット9人)	倉吉市全域 (圏域指定なし)
(3)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	倉吉市全域 (圏域指定なし)

※ (1)は、地域密着型通所介護からのサービス種別の変更とします。

※ (2)は、増床（ユニット増設）も対象とします。

3 応募資格

応募者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としてします。

- (1) No. (1)に応募する場合は、令和8年4月1日現在において、地域密着型通所介護事業所の指定（休止を含む。）を受けていること。
- (2) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、地域密着型サービス事業所を運営するために必要な経営基盤と社会的信用を有していること。
- (3) 事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しない者であること。
- (5) 法人所轄庁及びサービス事業所所轄庁から重大な文書指摘、又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (6) 法人及び代表者について、市税等の滞納がないこと。
- (7) 法人代表者及び役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその統制下にある団体又はこれらの構成員でないこと。
- (8) 法人代表者及び役員等が、禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とす

る団体でないこと。

- (10) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。

4 応募要件

- (1) 施設の事業計画は、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法等を遵守するものであること。
- (2) 倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年倉吉市条例第10号。以下「条例」という。）及び介護保険法等の基準を全て満たすこと。
- (3) 原則として、令和8年度中に整備が完了（竣工）し、令和8年度中の開設が見込まれる計画であること。
- (4) 地域密着型サービス事業所を建築しようとする土地は、設置者が所有権を有すること又は取得が見込まれること。なお、賃貸借契約も可とするが、事業継続に支障のない賃貸借期間とすること。
- (5) 建築予定地は、公道に面し、又は進入路が確実に確保されていること。また、進入路は、緊急車両等が容易に進入できる幅員が確保されていること。
- (6) 建築予定地に隣接する土地所有者等から、施設整備に関する必要な事項について同意が得られる見込みがあること。
- (7) 職員の採用に当たっては、倉吉市内在住者又は在住予定者を優先的に採用すること。

5 応募手続

- (1) 応募書類の提出

応募者は、公募申込書及び関係資料別紙（関係資料様式集を参照してください。）を提出してください。

【提出部数】

原本1部・副本5部（コピー）

- (2) 提出期間及び提出先

応募者は、応募書類を次の期間内に提出（持参）してください。

【提出期間】

令和8年5月11日（月）から令和8年6月12日（金）まで（必着）

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

【提出先】

倉吉市健康福祉部長寿社会課介護保険係

（倉吉市堺町2丁目253番地1 電話：(0858) 27-0520）

- (3) 応募書類の体裁

ア 全体の目次とページを付けること。

イ 項目ごとに番号表記のインデックスを付けること。

- ウ 公募申込書及び関係資料は、フラットファイルに綴ること。
- エ 所定様式以外は、A4版に揃えること。

6 運営条件

- (1) 介護保険法及び条例に基づく地域密着型サービス事業所としての指定基準を満たし、開設日までに事業指定を受けること。
- (2) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応え、利用者の個人としての尊厳に十分配慮するとともに、利用者の意向に沿った安定した質の高いサービスを提供すること。
- (3) 事業を長期間継続して安定的に運営できる収支計画であることはもとより、利用者に配慮した料金設定であること。
- (4) 地域住民との交流及び保健、福祉、医療機関等との連携を積極的に図ること。

7 施設整備等に対する補助金

- (1) 公募に基づく基盤整備は、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金を活用した補助事業の対象とし、事業者候補者への支援を行う予定です。
- (2) ただし、上記の補助金については、国、県及び市の予算措置が講じられた場合にのみ補助対象事業となるもので、事業計画が選定されたことをもって、補助金の交付を約束するものではありません。
- (3) 補助金の交付を希望する場合は、倉吉市が国及び県の補助金内示を受けた後に、市の関係条例等の定めに基づいて建物工事等の入札を実施し、この入札の結果に基づく契約の締結後、工事等に着工することが必須要件となります。
- (4) 資金計画書等の申請書類は、補助金の交付がないものとして作成してください。

8 事業候補者の選定

- (1) 選定方法
倉吉市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下「委員会」という。）による審査を行います。
- (2) 選定の進め方
 - ア 書類審査、現地調査、プレゼンテーション及びヒアリング審査に基づいて、総合的に評価する審査を行います。
 - イ 審査は、別に定める選定基準に基づき行います。
 - ウ 事業候補者は、委員会の審査の結果に基づき、市長が決定します。

9 審査結果

- (1) 審査の終了後、応募者全員に対して審査結果を文書で通知します。
なお、電話での問い合わせには応じません。
- (2) 審査の結果、選定基準等に満たない等の理由により本事業の目的が達成できないと判断した場合には、事業候補者を選定・決定しない場合があります。

- (3) 次の行為を行った場合は、審査を行うことなくその応募者を失格とします。
また、事業候補者が審査結果通知後に次の行為を行った場合は、当該事業候補者の決定を取り消し、失格とするときがあります。
- ア 選定委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
 - イ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ウ 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合

1 0 事業候補者の公表

事業候補者として決定された事業者の名称、開設予定地を本市ホームページで公表します。

審査基準に基づく各項目の評価点数など、上記以外の応募者に係る情報は、公表しません。

1 1 応募にあたっての留意点

- (1) 介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。
- (2) 費用負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出資料の変更の禁止
原則として、提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 追加資料の提出等
事業候補者の選定等に当たって確認が必要となった場合は、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを行うことがあります。
- (5) 虚偽の記載をした場合
応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合（選定後に提案の事項を変更することも虚偽とみなします。）は、応募・選定を取消するとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。
- (6) 応募書類の取扱い
提出された応募書類は、返却しません。（今回の選定以外には使用しません）
- (7) 個別相談や審査内容に係る問い合わせの禁止
応募者及びコンサルタント等の関係者から担当者等に対して、自らの応募書類・提案内容の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。
- (8) 開示請求への対応
応募書類について倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）の規定に基づく開示請求があった場合は、同条例第10条に規定する不開示情報を除いてこれを開示する。

1 2 公募全般に係る質問について

(1) 質問受付期間

令和8年5月11日（月）から令和8年6月5日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

(2) 受付方法

「質問票」に簡潔に記載し、FAX、E-Mail又は持参で、下記まで提出してください。（FAX、E-Mailの場合は、必ず着信の確認をしてください。）

【提出先】

倉吉市健康福祉部長寿社会課介護保険係（倉吉市堺町2丁目253番地1）

FAX：0858-27-0032

E-mail：choju22@city.kurayoshi.lg.jp

(3) 回答方法

応募者全員にFAX又はE-mailで回答します。